

- (No47)
(No48-2)
(No49-2)
(No50)
(No51)
(No52)

項を認可の条件として附すものとするが、
同一砂利採取場が道路または他人の土地に
より分断されている場合、遮蔽時においては
石を防止するためベルトコンベアーの下を
砂利採取場内の通路

一 サリ保険取場には、「丁番等により烟さ
く深むよび煙さくのうを警て確認できる
様子を行なうこと。
砂利採取等を設置すること。
危険表示等を設置すること。

二 サリ保険取場においては、沙の飛散を防止す
るため、場合により、砂利保険取場内に透
宣放水等の装置を設すること。
ト掘さく箇所への地下水の浸透等によ
り、若近の井戸本、灌漑用本等に悪影響
を与えないよう、留意すること。

三 砂利採取場の区域が広大である場合に、
できるだけ計画性をもつて烟さくする
ものであること。

八 公共物件からは十分に安全性を見込
んだ緊急距離をとらなければならないが、
特に必要がある場合（例えは、水路の水
が沸騰するそれが危ういとき）は補強
工事を行なうこと。

四 サリ保険取場は、「丁番等により烟さ
く深むよび煙さくのうを警て確認できる
様子を行なうこと。
砂利採取等を設置すること。
危険表示等を設置すること。

五 砂利採取場の区域が広大である場合に、
できるだけ計画性をもつて烟さくする
ものであること。

(4) る等の措置をとるものでなければならぬ。

水洗、選別等

① 水洗に必要な水の確保

イ 砂利を洗浄するため地下水を取水する
ときの井戸水、農業用木等に悪
影響を与えないよう留意したものでな
ければならない。

ロ 洗浄水を節約するために、洗浄水の
「濁度方程式」を採用することが望ましい。
附近の井戸水等の溷湯のそれがある地
域では、原則として、洗浄水の濁度方程
式によるものでなければならぬ。

水洗、選別の方法

汚泥汚物をそのまま未処理のまま砂利採取場外
へ排出しないよう措置されているものでな
ければならない。この場合に汚泥汚水を
処理する方法としては、ヘドロの処理およ
び砂利採取の積点からでできるだけ汚泥水処
理装置を設置する必要とし、
汚泥水処理装置を設置する場合は、次
の各号に適合しているものでなければな
らない。

(1) 洗浄水の節約および水質の汚濁防止
の観点からでできるだけ濁度方程式を採用
することが望ましい。

(2) 汚泥水処理装置の処理能力は、砂利
の採取量に応じたものであること。

薬剤を使用し、その投量は必要量を得る量である。この沈殿池を得る量を得る場合に、この沈殿池を設置する場合に、この沈殿池は、できるだけ人集まらぬ安全な場所に設置することとする。沈殿池は原則として、地中に埋め込むものとする。この沈殿池の状況によりやむを得ない場合には、土えん異により埋められた沈殿池の最高限度は、原則として、地形、附近の状況等を勘案して、たゞ安全な場所に設置することとする。この沈殿池の容量の計算とすることは、特殊な構造の此沈殿池については、具体的に検討することとする。

(4) 沈殿池には、適当な沈降処理液を充入し、または適当な日数の間滞留した後で、適切な水質の水を排出する。
 (5) 沈殿池の排出口の下端の高さは、貯水池の周辺およびドロを排出しないようなものとし、排水口は、適切な水を排水する場合以外は閉鎖しないこと。
 (6) 埋り込み式の沈殿池にあつては、
 (i) ドロを定期的に排水して、土石ふん裏は、十分生長等に堪え得
 (ii) 強度を有すること。
 (7) ドロの処理。
 ドロの処理の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。
 (i) ドロは、一定の場所に適当な期間蓄積して、水分を除去した後に処分する。
 (ii) ドロを水分を吸収する場合には、再度ドロ状態にならないよう留意すること。
 (iii) ドロの堆積場は、板塀等を施す等で雨時等に流出するのを防止するための構造が施されていること。
 (iv) 排出する水の水質基準。
 砂利採取場から水を排出する場合には、次の通りに適合しなければならない。
 (v) 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路に排出された水の利用状況例

(7) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- ① 捱き跡を処理する場合
- ② 砂利の堆積による等の方法により水切り場に適当な時間確保採取場から砂利を搬出するものでなければならぬ。
- ③ 水切り
- ④ 砂利の堆積による等の方法により水切り場に適当な時間確保して、平担な区域に堆積するものでなければならぬ。
- ⑤ 騒音防止と
- ⑥ 騒音規制区域または人形が密接している地域においては、騒音発生装置の使用時間の限定期間内に留意するものでなければならない。
- ⑦ 砂利の堆積による等の方法により水切り場に適当な時間確保して、平担な区域に堆積するものでなければならぬ。

イ 捕らぐ跡は、原則として、埋めを行なうこと。

ハ 耕地における掘さく跡は必ず埋めを行なうこととし、この場合、埋された土地は農地として使用し得る切なものである。

Ⅲ 農地以外の平地における掘さく跡をいっても、学校、幼稚園の周辺、国道や道路の傍等である場合には積極的な埋めないとされる場合がある。

二 埋めむどしを行なう場合は、埋められた区域にとてできる限りは埋めむや行なうこと。

本埋めむどしを行なわない掘さく跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設立分など、危険防止の措置が講じられてること。

沙漿池の跡処理をする場合

イ 挖り込み式の沙漿池の跡について原印として十分に水を撒出して洗切開口の状態、厚さ等を考慮して適切な方法を行ない、十分に軽圧してこと。

ロ 土えん堤を設置する方式の沙漿池について、原則として、十分に水を撒出ししたのち、土えん堤を取り除いてヘドロを取り除いて、危険のないよう整地しておくこと。

山砂利の採取

(No47)
(No48-2)
(No49-2)
(No50)
(No51)
(No52)

(1) 受けること。 ① 出水時の措置として、堤防設備について、堤内への撤出、けい留等必要な措置を講ずること。 ② 捜さく等の区域を示す標識を設置すること。	
(2) 水流、選別等。 ① 砂利の水流、選別等は河川区域内の土地または堤外の河川保全区域内の土地において行なうものであつてはならない。ただし、河川の状況および採取事業の規模等からやむを得ないと認められるもので、かつ、河川管理上支障がない場合にはこの限りでない。 ② 堤内の河川保全区域内における水流、選別等については以下の(3)に準ずる。 ③ 砂利の堆積 河川区域または堤外の河川保全区域において砂利の堆積(一時的なものである)を行なつものであつてはならない。	
(3) 水切り 砂利の堆積の際の水たれを防止するための措置は、以下の(3)の(6)に適合してゐるものでなければならない。 ① 採取路の処理 河川区域または堤外の河川保全区域において砂利の採取については、検査の結果によるものとするも	
(4) 水切り 砂利の堆積の際の水たれを防止するための措置は、以下の(3)の(6)に適合してゐるものでなければならない。	
(5) 捜さく等の方法 河川区域または堤外の河川保全区域において砂利の採取については、検査の結果によるものとするも	

1 標用
山砂利の採取には、次に掲げる適用するものとする。
2 採取の期間
採取の期間は、その変化を予測し得る範囲内とし、三年程度を自安としつつ、都道府県知事が提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定する。
3 保安距離
山砂利を採取する場合には、砂利採取場の規格、十分に安全な保安距離をとつたものでなければならない。
4 捜さくの方法
(1) 山砂利の採取の場合には、捜さくを終了した跡が平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定こう配となるような計画であり、また必要に応じ平場を設けるものでなければならない。
(2) 捜さくの過程においては、(1)比較的の平坦な丘陵においてはすき取り方式、(2)普通の山にあっては筋根掘りを行なう等により、原則として、安定こう配を保つよう捜さくをするものでなければならない。
(3) 山または丘陵の全体の傾斜が安定こう配になり急になる方法で捜さくを行なう場合には、捜さくの過程において矢板壁等を設置する等

1 標用
山砂利の採取には、次に掲げる適用するものとする。
2 採取の期間
採取の期間は、一年以内において、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。
3 防止の方法等
(1) 捜さく等の場所
捜さく等の場所は、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利の採取に伴うものを行う。(以下同じ)の場所は次の各号の一に該当するものであつてはならない。
イ 当該捜さく等により河川管理施設または許可工事等により河川管理施設またはそれのある区域であること。
ロ 当該捜さく等により河岸、流域、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域であること。
ハ 前各号に掲げるもののほか、当該捜さく等により河川管理上支障を生じないものであること。
3 採取量
採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならぬ。
4 採取の期間
採取の期間は、一年以内において、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。
5 河川砂利の採取
採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならぬ。
6 河川砂利の採取
採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならぬ。
7 河川砂利の採取
採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならぬ。
8 河川砂利の採取
採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならぬ。
9 河川砂利の採取
採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならぬ。
10 河川砂利の採取
採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならぬ。

1 標用
河川砂利の採取については、(1)の河川砂利の採取の規則を適用する。
2 洗浄の取扱い
洗浄のみの認可の場合は、(2)河川区域及び堤外の河川区域において施設を設置する場合を除く。における洗浄の期間について、且から今までの採取の期間の規定にかかるらず、三年程度を自安としつつ、都道府県知事又は河川管理者が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定するところとする。
3 捜さく等の着手と云ふの際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を

別表

捜さくの安定こう配の標準

種類	垂直1mに対する水平距離
砂	
堅くしまつた砂利	1.5m
堅くしまつた砂利	1.0m
堅くしまつた砂利	1.2m
堅くしまつた土	
高さ5mまで	0.8~1.0m
高さ5m以上	1.0~1.5m
堅くしまつた土	
高さ5mまで	1.0~1.5m
高さ5m以上	1.5~2.0m

1 標用
河川管理者が砂利の採取に関する規制計画を定めている場合においては、以上に掲げる限りは、このに従つて実施する。
2 河川法第二十五条の許可
河川法第二十五条の許可によるものとする。

1 標用
河川管理者が砂利の採取に関する規制計画を定めている場合においては、以上に掲げる限りは、このに従つて実施する。
2 河川法第二十五条の許可
河川法第二十五条の許可によるものとする。

1 標用
河川砂利の採取については、(1)の河川砂利の採取の規則を適用する。
2 洗浄の取扱い
洗浄のみの認可の場合は、(2)河川区域及び堤外の河川区域において施設を設置する場合を除く。における洗浄の期間について、且から今までの採取の期間の規定にかかるらず、三年程度を自安としつつ、都道府県知事又は河川管理者が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定するところとする。
3 捜さく等の着手と云ふの際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を